

# ふるさとの緑の景観地の保全に係る意見交換会

## ○ 開催趣旨

- ・ 「深谷市・寄居町ふるさとの緑の景観地」は、地元では「防風林」として愛着を持たれ定着し、概ね良好な景観を呈している。
- ・ しかしながら、一部で工作物が設置されたり、地権者の高齢化、相続等による地権者の変更が生じ、樹林地の管理が行き届いていない所も散見される。
- ・ そのため、今後も地元の御協力を賜り、ふるさとの緑の景観地の保全をさらに進めるため、地権者と県との意見交換会を開催する。

## ○ 開催日時・開催場所

自治会名	開催日	時 間	場 所
櫛引西部自治会	10月15日(日)	10:00～11:00	櫛引西部自治会館
櫛引中部自治会	10月15日(日)	15:00～16:00	櫛引中部自治会館
櫛引東部自治会	10月22日(日)	10:00～11:00	櫛引東部自治会館
用土12区	10月29日(日)	10:00～11:00	用土12区自治会館
櫛挽自治会	11月13日(月)	18:00～19:00	櫛挽北部集会所

○ 対象者 当該樹林地の地権者 及び 樹林地保全に興味のある方

○ 主 催 埼玉県

○ 協 力 深谷市・寄居町



# ふるさとの緑の景観地の意義

## 1 ふるさとの緑の景観地とは

広範囲(原則5ha以上)にわたり、埼玉らしさを感じさせるすぐれた樹林地の風景

➡ ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例で指定

### (1) 県内のふるさとの緑の景観地

県内27地区 約400haを指定 (昭和55年～平成27年)

### (2) 北部環境管理事務所管内では

深谷市櫛挽ふるさとの緑の景観地 33.4ha(平成元年指定)

寄居町櫛挽ふるさとの緑の景観地 4.6ha(平成3年指定)

➡ 指定図 P6 参照

## 2 経緯・現状

・戦後、農地開拓により櫛のような列状の樹林地を形成

➡ 県内では最大規模の列状の防風林

・特に冬の北風に対する防風林として地域住民の生活に定着

・一方、一部に工作物が設置されたり、地権者の高齢化や相続・売買で地権者の変更も発生。  
また、維持管理の担い手がなく、樹林地の管理が行き届いていない所も散見される

## 3 一定の行為を届出制に

緑の景観地において、(1)の行為をする場合、次の事項を県に事前に届出(市町経由)

届出内容:①行為の内容、②目的、③場所、④施行方法、⑤着手予定日 など


### (1)届出を要する行為

- ・樹林の伐採
- ・土地の開墾など土地の形質変更
- ・工作物の設置・変更(高さ10m超 又は 水平投影面積200㎡超)
- ・建築物の新築・増改築(高さ10m超 又は 地上階の床面積計200㎡超) など

### (2)届出を要しない行為

- ・非常災害時の応急措置
- ・樹木の保育のための間伐等
- ・枯損木や危険な樹木の伐採
- ・道路、電線路等に対し著しく被害を与える(又はその恐れがある)樹木の伐採 など

## 4 地権者への支援

緑の景観地を良好な状態に維持管理するため、県と「緑の管理協定」を締結した樹林地の地権者には、管理奨励金を交付  新規の協定締結も歓迎


### (1) 緑の管理協定

県要綱に基づく、県と樹林地の地権者との契約で、5年ごとに更新（H28更新）

### (2) 管理奨励金

年額 = 固定資産税相当額 + 樹林地の面積 × 9円/m<sup>2</sup> + 2千円 \* 借地でない場合  
上限120万円/人

## 5 地権者有志による新たな管理手法の導入（旧岡部町地区）

- ・協定締結者の有志が「櫛挽環境保全会」を結成し、個々に交付された管理奨励金を集約
  - ・保全会は、集約した奨励金を基に保全会参加者の樹林地の維持管理を実施
-  地権者の高齢化等のため樹林地の管理が行き届かなかった樹林地も克服

## 6 保全会の管理手法を他地区に紹介

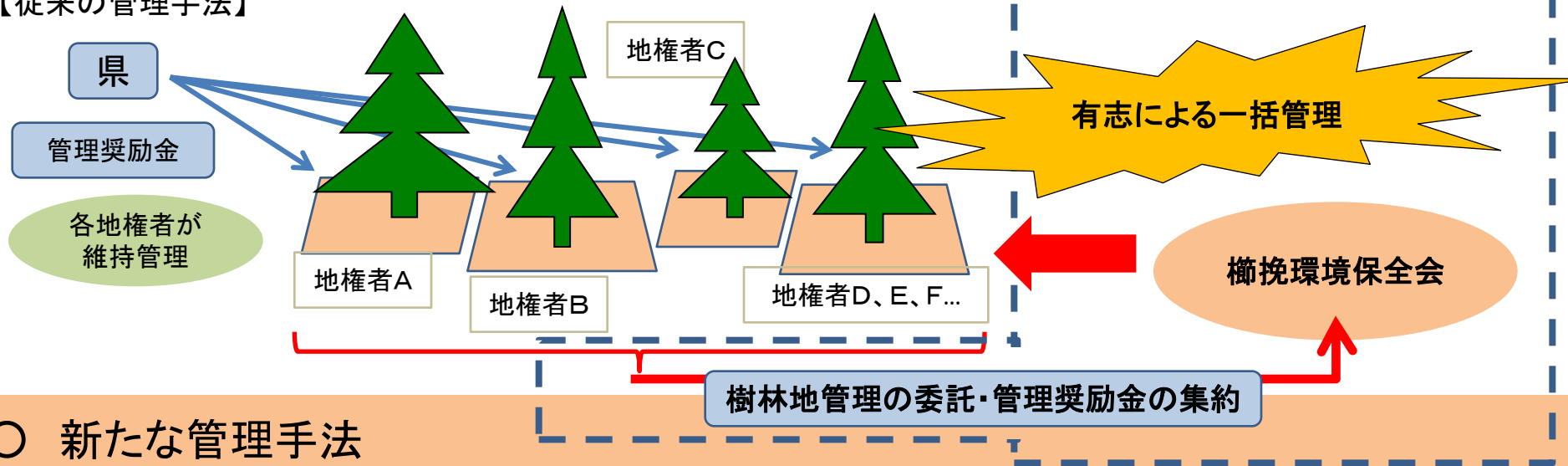
- ・今回の意見交換会で当該保全会への参加を勧誘
- ・または同種の組織の立ち上げなどを助言

# 樹林地の管理手法の新旧比較

## ○ 従来の管理手法

- ・地権者の多くが管理奨励金を基に自己樹林地を維持管理
  - ・各地権者が自分の裁量で維持管理できるが、負担も伴う
  - ・地権者の高齢化や売買・相続等による維持管理に不慣れな地権者には相当の負担
- ➡ 樹林地の維持管理が不十分な所も散見

### 【従来の管理手法】



## ○ 新たな管理手法

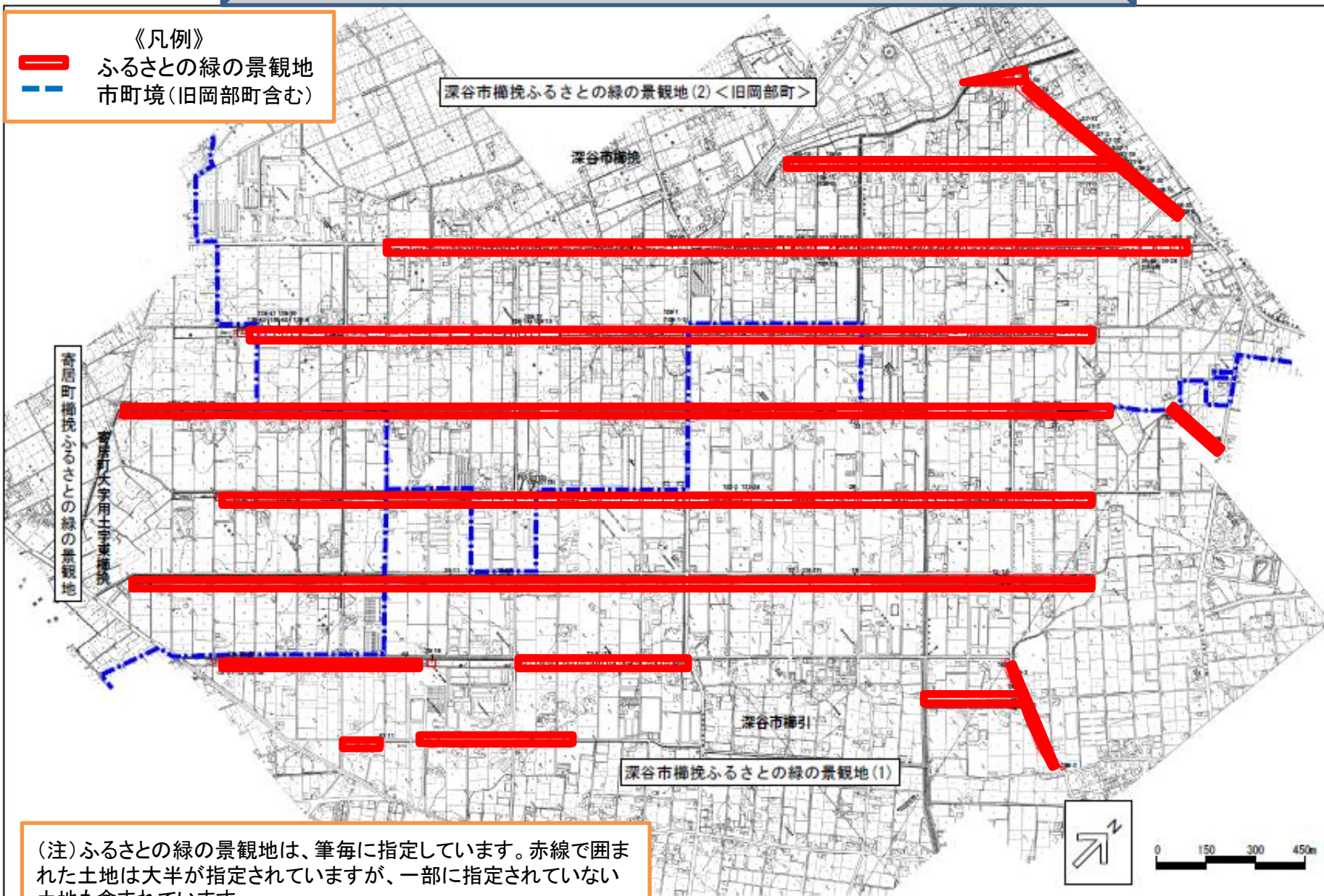
- ・地権者のうちの有志が「櫛挽環境保全会」を結成
  - ・協定締結者が交付された管理奨励金を保全会へ集約
  - ・保全会は、集約した管理奨励金を活用し、参加した地権者の樹林地の維持管理を実施
  - ・維持管理後は、集約した管理奨励金を精算
- ➡ 有志による樹林地の効率的・自律的な維持管理



# 櫛挽ふるさとの緑の景観地 指定図

## 《凡例》

- ふるさとの緑の景観地
- - - 市町境(旧岡部町含む)



(注)ふるさとの緑の景観地は、筆毎に指定しています。赤線で囲まれた土地は大半が指定されていますが、一部に指定されていない土地も含まれています。

# 意見交換会の模様

櫛引西部自治会



櫛引中部自治会



櫛引東部自治会



用土12区



櫛挽自治会

